

令和6年度 産学連携ものづくり事業化サポート補助金【募集要領】

令和6年度 産学連携ものづくり事業化サポート補助金の募集要領は以下のとおりですので、募集要領の内容を確認いただいたうえで、申請をお願いいたします。

1. 目的

産学連携の研究開発等により生まれた新製品・新サービスの事業化に対して、必要な経費を補助することにより、産学連携への参入を促し、本市産業の競争力及び成長性を高めることを目的とします。

2. 補助対象者

以下の(1)～(7)の要件を全て満たす者であることが必要です。

- (1) 市内に主たる事業所を設置し、事業を実施する者
 - ・ 法人の場合は、市内に主たる事業所を有する者
 - ・ 個人の場合は、市内に住民票を有し、かつ、市内で事業を営んでいる者
- (2) 主たる業種が製造業である者。
 - ・ 製品の製造加工を行う事務所であること
 - ・ 製品を主として卸売する事業所であること（主たる事業が小売業でないこと）

※詳細は総務省ホームページ内「日本標準産業分類」参照
- (3) 日本国内の大学、高等専門学校又は国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同研究に取り組んでいる、又は取り組んでいた者。
- (4) (3)の産学連携の研究開発等により生まれた新製品・新サービスの事業化を行う者。
- (5) 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けていない者。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

4. 補助限度額及び補助率

補助限度額及び補助率は以下のとおりです。なお、審査の過程において、予算額、総採択件数、個別経費の内容等を精査し、申請額より減額する場合がありますのであらかじめご了承ください。

- (1) 補助限度額 300万円
- (2) 補助率 2/3以内

5. 補助期間

- (1) 開始日 交付決定日
- (2) 終了日 令和7年2月28日（金）

補助事業終了後10日を経過する日又は令和7年3月10日（月）のいずれか早い日までに、支払いを終え、実績報告書等を提出する必要があります。

6. 補助対象経費

経費	補助対象経費
原材料費	事業に直接使用する主要原材料又は副資材の購入に要する経費
機械装置費	事業に必要な機械装置を購入又はリースする場合に要する経費
外注加工費	原材料等の再加工、設計等を外注する場合に要する経費
市場調査費	新製品・新サービスについて市場規模やニーズの調査を委託する場合に要する経費

(1) 補助対象となる経費は、次の事項をすべて満たすものとなります。

- ・ 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- ・ 領収書、振込依頼書、請求書などの証拠資料等によって金額及び内訳が確認できること
- ・ 契約日、発注日、購入日等の全てが交付決定日以降であること
- ・ 納品日が実績報告日前であること
- ・ 支払日が実績報告日前であること

(2) 下記に該当する経費は対象となりません。

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人から補助を受けている事業経費
- ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・ 金融機関などへの振込手数料（取引価格の内数になっている場合を除く。）
- ・ 汎用性があり、事業以外での目的外使用になり得るもの
（例：ノートパソコン、文書作成ソフトウェア、タブレット端末等の購入費 等）
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) その他

- ・ 支払は原則銀行振込又は現金で行ってください。
- ・ 売買、請負その他の契約をする場合には、見積合わせ等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にしてください。事業終了後に見積書（2者以上）を提出していただきます。見積合わせをしない場合は、契約先選定理由書が必要です。
なお、次の表の契約金額を超えない範囲であれば、見積合せ等の省略が可能です。

契約の種類	契約金額（税込）
(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入	80万円
(3) 物件の借入	40万円
(4) 前各号に掲げる以外のもの	50万円

7. 事業の採択方法

- ・ 書類審査を行います。

ア 審査項目

- ・ 新規性
- ・ 優位性
- ・ 市場性
- ・ 実現可能性

イ 事業の採択

- ・ 審査項目について、審査委員の合計得点の高いものから順に採択の適否を判断します。
- ・ 順位が上位であっても要件に満たないと判断した場合は、不採択とする場合があります。
- ・ 審査の結果は、各申請者へ後日書面にて通知します。
- ・ 採択された事業については事業名、事業者名、屋号を公表します。

8. 申請方法

(1) 募集期間 令和6年9月30日（月）まで

※応募状況によって、予告なく募集終了する場合があります。

(2) 申請方法

- ・ 募集期間中に、申請書等必要書類を全て揃えて福井市役所商工振興課まで事前連絡の上、持参してください。
- ・ 申請書類提出後の書類の差し替え、追加提出は原則行いません。
- ・ 提出された申請書等は返却いたしません。

9. 取り消し

交付決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消しを受けた者が既に補助金の交付を受けているときは、当該取り消しにかかる金額を指定の日までに返還していただきます。

(1) 創業前に交付決定事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の目的に反したとき。
- (5) 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

10. 問い合わせ先について

福井市 商工労働部 商工振興課

〒910-0858 福井市手寄1-4-1 (アオッサ5階)

連絡先：0776-20-5325

E-mail：syoukou@city.fukui.lg.jp